

昨年度の協議会の振り返り

【第4回】 野洲川地域安全協議会の意見・回答とその対応		1/2
意見・回答（第4回 野洲川地域安全協議会 議事概要）		対応
<p>①</p> <p>(守山市)</p> <p>浸水想定区域図は1/1000確率規模を対象として作成されているが、浸水想定区域図を踏まえてハード対策の内容についてはどのように記載しているか。また、瀬田川洗堰の操作についてはどのように記載しているか。改めてご説明いただきたい。</p> <p>(琵琶湖)</p> <p>ハード対策については、資料3の18～20頁に記載している内容を目標として進めていく方針としている。取組方針については(案)をとった後であっても、協議会の場を通じて追記・修正していくことは可能である。</p> <p>瀬田川洗堰の操作については、野洲川および甲賀・湖南圏域の取組方針(案)に明記していないが、操作方法の変更等があった場合には、協議会を通じて報告させていただく。</p>	<p>【対応①】</p> <p>協議会で回答済みとなるため、対応不要</p>	
<p>②</p> <p>(甲賀市)</p> <p>取組方針の文言の追記削除を求めるものではないが、事前放流の損失補填についてお伺いしたい。損失補填については「事前放流ガイドライン」に基づいて対応することをお答えをいただいている。昨年度は、青土ダムにおいて濁水が発生し、緊急的に堤防を作り貯水する等の対応をした状況であり、損失補填について可能な限り詳細に協議を進めていく必要性を感じている。</p> <p>(滋賀県)</p> <p>ダムの事前放流に伴う損失補填について、最終的な決定には至っていないため今後も調整を進めさせていただきたい。</p>	<p>【対応②】</p> <p>事前放流に伴う損失補填については、令和3年3月30日付け国水環第157号の国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課長 通知「事前放流に伴う損失の補填について」に基づき、水道であれば、事前放流により利水容量が従前と同等に回復しない場合で、取水制限の新たな発生や、その期間の延伸及び取水制限率の増加に伴い発生する利水事業者の広報等活動費用及び給水車出動等対策費用の増額分について、必要な費用を負担することとしています。</p> <p>その際には、関係利水者とも十分協議のうえ、対応いたします。</p>	

意見・回答（第4回 野洲川地域安全協議会 議事概要）

対応

③

（湖南省）

取組方針における対象確率規模を教えてください。

（琵琶湖）

浸水想定区域図については1/1000 確率規模を対象としているが、ハード対策については、整備計画規模に基づいて実施している。

④

（湖南省）

外水氾濫については1/1000 確率規模として野洲川流域の1日間総雨量663mmを対象としているが、内水氾濫についても同じ降雨量を対象とするのか。

（守山市）

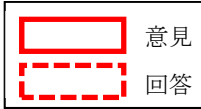
内水氾濫については明確な対象規模は現時点では無いと理解している。国が作成している浸水想定区域図は1/1000 確率規模、滋賀県が作成している地先の安全度マップは1/200 確率規模を対象としており、住民の避難判断への活用を目的としたものであると理解している。先ほどの意見は、1/1000 確率規模でこれだけの浸水被害が発生する可能性があるというのであればハード整備のレベルも上げていくべきではないかということである。

（湖南省）

治水は河川管理者の対応であり、水防については市の対応である。河道内の対策と堤内側の避難などの対策を総合的に考えていくことが重要であると理解している。対象とする降雨量は、外水と内水で統一的に考えていく必要があるのではないかと。

（琵琶湖）

改めて確認した上で今後報告させていただく。



【対応③】

協議会で回答済みとなるため、対応不要

【対応④】

・ 洪水浸水想定区域については、想定最大規模降雨（1/1,000 確率規模）を対象としています。雨水出水浸水想定区域については、想定最大規模降雨（1/1,000 確率規模）を対象とすると、水防法第14条の2や内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（令和3年7月）のP24に記載されています。

➤ 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（令和3年7月）のP24より（抜粋）

【対象降雨の設定】

内水浸水想定において設定する降雨は、雨水出水浸水想定区域の検討を行う際には想定最大規模降雨とする。また、多層的なリスク評価や施設計画のための浸水想定においては、既往最大降雨や計画降雨などを設定することも考えられる。

（対象降雨の設定例）

- ・ 想定最大規模降雨
- ・ 対象とする地域の既往最大降雨
- ・ 他地域での大規模な降雨
- ・ 洪水浸水想定区域図の作成に用いた降雨
- ・ 下水道の計画降雨
- ・ 過去に浸水が発生した降雨

○水防法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000193>

○内水浸水想定区域図作成マニュアル

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/pdf/naisui_manual.pdf

○内水浸水想定区域図の作成・活用等に関する事例集

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/pdf/naisui_jirei.pdf

・ 内水による浸水は外水による浸水と比較して「浸水被害の発生頻度が高い」、「浸水被害までのリードタイムが短い」という特徴があります。また、河川から離れた地区においても浸水被害が発生する等、外水と内水では浸水区域が異なることがあります。そのため外水と内水を統一的に考えるだけでなく、「内水のみの影響」や「内水と外水の影響」など、複数のシナリオで検討すべきと考えます。なお、河川管理者が対応する河道内のハード対策については整備計画に基づいて実施し、堤内側のハード対策については市の基準に従い整備を実施することになります。